

# 差別・妨害行為と市場参入障壁

田 中 裕 明

もくじ

- 1 はじめに
- 2 従属性と市場参入障壁
- 3 その他の競争制限的行為と市場参入障壁
- 4 まとめ
- 5 むすびにかえて—市場支配力濫用規制と市場参入障壁総括—

## 1 はじめに

ドイツ競争制限禁止法（以下、GWB）において、差別・妨害行為の禁止<sup>(1)</sup>については、かつてはその第20条で定められていた。GWB第8次

---

\* 本稿は、実質的には拙稿「市場支配力濫用規制と市場参入障壁（1）～（3）」（神戸学院法学第34巻第2号，第36巻第3・4号，第44巻第3・4号。以上，拙著『市場支配力濫用規制法理の展開』（以下，「展開」）（日本評論社，2016年）第5章所収）の続編である。前号から随分と時間が経ってしまい，その間ドイツ競争制限禁止法の改正も続いたので，稿を改めた次第である。筆者自身，その間，大学キャリアセンター所長，法学部長と大学，学部の業務に時間をとられることが多々続いたのも，続稿が遅れた要因である（殊に，学部長最終任期の年は，コロナ禍対策のため連日の会議に臨むこととなってしまった）。関係の皆さんにはご迷惑をおかけしたかもしれない。この場をお借りしてお詫び申し上げる。

(1) S. Thonig, Privater Rechtsschutz gegen den Missbrauch von Marktmacht; Eine Untersuchung zu zivilrechtlichen Rechtsfolgen bei Verstoß gegen Artikel 102 AEUV, §§ 19 Abs. 1, 2 und 20 Abs. 1, 3 GWB, Berlin, 2016, S. 427. 従前の差別・妨害行為の禁止についての概要は，拙著『市場支配力

改正以降、差別・妨害行為の禁止については第19条との関わりにおいて取り上げられるようになった。その名宛人の中には、市場支配の事業者も含まれているので、別稿で検討した部分そのままではまる<sup>(2)</sup>。ここでは、GWB第20条に固有のメルクマールを軸に検討していく。また、差別・妨害行為はメルクマールとして、GWB第19条第2項第1号にある「妨害的濫用（Behinderungsmissbrauch）」とかなりの部分で重なっている<sup>(3)</sup>ので、適宜、参照させていただく。

一般的な差別・妨害の禁止がめざすのは、市場の開放（Offenhaltung oder Öffnung der Märkte）である<sup>(4)</sup>。したがって、市場で参入障壁を築きがちな事業者の行動様式（Verhaltensweise）に、とりわけ注目していかなければならない。併せて市場の開放との関連では、潜在的競争者に対して向けられる市場参入障壁の問題も検討対象となる<sup>(5)</sup>。

そのほか、同種の市場参加者を実質的に正当な理由なく不平等に扱うことから、濫用は生じることに留意すべきである。その際、市場で有力な事業者の振舞いが考察対象となるが、もっぱらそれは個々の市場参加者に対してのみ行われる。そして個別に考察するに当たっては、濫用

---

の濫用と規制の法理』以下、「法理」）（嵯峨野書院、2001年）第3章参照。

(2) 拙著「展開」第5章参照。

(3) 近時のGWB第20条の動向に関しては、高千穂大学の森平明彦先生の御研究によるところが大きい。東京経済法研究会で提供された改正GWBの条文訳のほか、「需要力濫用規制の法理論的枠組み—競争とコンフリクトの融合的把握」高千穂論叢第50巻第1号、2015年、1頁以下、同「ドイツ競争法制における『利益強要（Anzapfen）』の禁止—自由保護と公正保護を架橋する競争歪曲の概念（1）、（2完）」高千穂論叢第47巻第1号、2012年、69頁以下、同第2号、2012年、1頁以下、同「ドイツにおける需要力の規制理論—競争法学説についての近時の展開—」高千穂論叢第47巻第4号、2013年、1頁以下を参照した。

(4) W. Möschel, *Recht der Wettbewerbsbeschränkungen*, Köln, u. a., 1983, Rdnr. 643; Emmerich/Lange, *Kartellrecht*, 14. Aufl., München, 2018, S. 240.

(5) この点については、GWB第20条第1項の「従属性の推定」が手掛かりとなる。

## 差別・妨害行為と市場参入障壁

行為が存在しなくても、実質的に正当な理由のない差別的扱いからでも、それだけで濫用への非難（Missbrauchsvorwurf）は生じるのである。この場合のアプローチは、個々の当事者の利益を包括的に比較衡量することによる。<sup>(6)</sup>

では、差別・妨害行為に関して、どの程度 GWB 20条の「従属性要件（Abhängigkeitstatbestand）」が市場参入障壁の要件となるか、以下考察する。

## 2 従属性と市場参入障壁

「従属性」が問われるのは、GWB 20条1項にある「相対的市場力」を有する「市場で有力な地位を有する事業者」についてである。この「相対的市場力」の内容については、条文によれば、「供給のまたは需要の担い手としての中小規模事業者が、他の事業者に回避する十分かつ期待し得る可能性がないほどに、（特定の）事業者または事業者団体に従属している場合」をいうとされる。<sup>(7)</sup>

---

(6) Fuchs/ Möschel, in: Immenga/Mestmäcker, Wettbewerbsrecht Bd. 1. EU/Teil1, Kommentar zum Europäischen Kartellrecht, 5. Aufl., München, 2012, Art. 102 AEUV Rn. 375, 380; K. Markert, in: Immenga/Mestmäcker, Wettbewerbsrecht Bd. 2. GWB-Kommentar zum Deutschen Kartellrecht, 5. Aufl., München, 2014, § 19 GWB Rn. 214 ff.

ちなみに、EU 機能条約第101条、第102条ともに一般的な差別禁止規定を設けていない。それぞれ、第101条第1項(d)の同等の取引に異なる条件を課す場合や、第102条(c)の同等の給付に際しての異なる条件の適用の場合に差別（競争上相手方が不利となること）が禁止される。

(7) 拙著「法理」71頁以下参照。なお、GWB 第10次改正により20条1項2文において、「競争に関連する従属性」が設けられた。同条項によれば、事業者が「仲介者として複数の市場で活動しており」、他の「調達市場・販売市場へのアクセスに臨む事業者が、十分かつ期待できる回避可能性のない方法でその仲介サービスに依存している」場合にも、かかる従属性が認められる。vgl. Bien/Käseberg/Klumpe/Körber/Ost, Die 10. GWB-Novelle, München, 2021, Rdnr. 334.

ここで示される従属関係の種類は、次の4つにまとめられる。

(1) 品揃えの必要から生じる従属性 (sortimentsbedingte Abhängigkeit)

(2) 事業上の関係から生じる従属性 (unternehmensbedingte Abhängigkeit)

(3) 品不足から生じる従属性 (mangelbedingte Abhängigkeit)

(4) 購買力から生じる従属性 (nachfragebedingte Abhängigkeit)

この従属関係の種類の市場参入障壁への当てはめの前に、次の問題を整理しておく。すなわち、かかる市場で有力な地位が市場参入障壁を必要とするかどうかという問題については、同条項に記される関係性—従属関係=垂直的な関係—のみがねらいとされる。というのは、同条項に記される市場地位の濫用において、水平のおよび潜在的な競争者が保護されることは、提起された問題にとっては重要ではないからである。<sup>(8)</sup>

GWBは、前述の通り、「市場で有力な地位」を「十分かつ期待できる他の事業者への回避可能性」が欠けていることとしている。したがって、法文からは「市場力」に関する判断を一律に求めることはできないといえる。すなわち、この「回避可能性」の基準を「市場力」審査に連動させるには、まだ「概念装置」が十分とはいえないだろう。GWB 18条それ自体にも「市場力」概念にはバリエーションがあることから、20条1項にいう「相対的市場力」についても様々なレベルがあることになる。この点に関連して、当該措置が従属事業者にとって市場支配的事業者と同様、同じ作用を有しているかどうかによって従属性要件の名宛人が定まる、という判例が示唆的である。<sup>(9)</sup>

---

(8) J. Jickeli, Marktzutrittsschranken im Recht der Wettbewerbsbeschränkungen, Baden-Baden, 1990, S. 264-265. なお, vgl. Emmerich/Lange, a. a. O., S. 264.

(9) BGH WuW/E BGH 1391, 1392 „Rossignol“. 同判決については、拙著「法理」72頁以下参照。

以上のことから、特殊な市場力概念として従属性要件を位置づけることができるだろう。さすれば、そこに市場参入障壁が存在するものと想定できよう。

では、先ほど掲げた従属関係の4類型を軸に、学説上議論されているところを取り上げることにする<sup>(10)</sup>。

まず、「品揃えの必要から生じる従属性」についてみると、これはメーカー側と売り手の側との衝突としてみられるもので、この従属性は通例、優越的なブランド力からすでに生じており、このブランド力はしばしば製品差別化が決定的とされ、とりわけ技術上のノウハウなどが品質を左右することとなる。かかるブランド力による、広域に及ぶ制約概念（非ブランド品の立ち入れない市場の存在）が、当該従属性に妥当するのである。理由は、ブランド品であれば短期間のうちにかかる制約の構築が可能であるのに対し、同種の非ブランド品の場合は中期、長期かけてもそのような「壁」の構築は困難だからである。

他方、「事業上の関係から生じる従属性」の場合は、「品揃えの必要から生じる従属性」とは区別されるべきである。例えば、ある商人が商品の販売に従事しているとき、この商人は自身の販売相手に従属しているのではない。この場合の商人は、当該商品の販売一般について関わっているのであって、その販売相手についても当該商品につき、特段不可欠でもない投資をもっばら行っているにすぎないのである。それゆえ、事業者固有の投資と市場固有の投資は区別されるべきである。後者が従属性をもたらさない場合とは、市場に強力な現実の競争あるいは潜在的な競争が存在する場合のみである。したがって、市場参入障壁の存在は決定的な意味をもつことになる。事業者固有の投資については、その費用は交換の際に消滅することになるので、従属性を論じる必要がない<sup>(11)</sup>。

次に「品不足から生じる従属性」であるが、これについては市場参入

---

(10) Vgl. W. Möschel, a. a. O., Rdnr. 632 ff.

(11) Vgl. J. Jickeli, a. a. O., S. 266.

障壁を取り上げる必要がない。市場参入障壁が問題となるのは、乏しいリソースの入手であり、したがって、すでに「品不足」の前段階でつねに市場参入障壁が存在するからである。

最後に、「購買力から生じる従属性」の場合では、これまでみてきた障壁概念が当てはまる。かかる従属性が特に捕捉しようとする事実関係は、これとは逆の「品揃えの必要から生じる従属性」に似ており、「事業上の関係から生じる従属性」の事実関係と同じだからである。とりわけ、販売経路の暖簾 (good-will eines Absatzkanals) については、新規参入者にとっては、いわばタイムリーとはいえない (nicht zeitnah) 製品差別化があるようなもので、「購買力から生じる従属性」について吟味すべきことは、いったん中断された投資が一般的にどの程度売上げに向けられたかではなく、どの程度個々の取引相手に行われたかである。<sup>(12)</sup>

それゆえ、差別・妨害行為の要件としての市場参入障壁の重要性は、当該規定の名宛人によって様々であることがわかる。<sup>(13)</sup>「市場で有力な地位を有する事業者」および「市場支配的事業者」については、その重要性は問題となっている濫用的な行動様式と従属性の根拠に左右される。また従属性の構成要件については、一般的な濫用の構成要件とは異なっており、水平的関係にある競争者の妨害が問題となる場合も、市場参入障壁を要件とする。<sup>(14)</sup>

以上のメルクマールとしての従属性の検討を踏まえて、以下、差別・妨害行為の種類とみられる「供給・購入拒絶」、「ボイコット」、「水平的妨害」および「加入強制」における市場参入障壁性について一瞥する。

「供給・購入拒絶」が拒絶する事業者の市場での市場参入障壁を要件

---

(12) J. Jickeli, a. a. O., S. 266-267.

(13) もっとも、GWB 旧26条2項にあった、適用除外カルテルや再販売価格維持行為を行う事業者の場合は、この重要性は問題とはならない。J. Jickeli, a. a. O., S. 267.

(14) J. Jickeli, a. a. O.

とするのは、当該拒絶を以て競争制限的戦略が追求される場合である。つまり「壁」のない開かれた市場であれば、かかる戦略はメーカー間あるいは顧客間の競争の集中化（Intensivierung）しかもたらさないだろう、ということである。<sup>(15)</sup>

結論的に「供給・購入拒絶」は当事者には、期待される調達・販売の源へのアクセスを閉じているのである。一般的な濫用要件の考えに基づいて「不当性」などの衡量基準を考慮に入れることなく、考えられるあらゆる妨害事例を把握すべき、経済的行動の自由に向けられた市場参入障壁概念を前提とすると、「供給・購入拒絶」については、遮断される側が、同種の事業者と同様の同じ契約締結の可能性を有しない場合、市場参入障壁が想定されることになる。なぜならその際、遮断する側は、その経済的計算の基礎を一方的に変更しているからである。<sup>(16)</sup>

次に「ボイコット」、「水平的妨害」および「加入強制」についてながめていく。

「ボイコット」については、GWB 21条で扱われているが、ここで簡単に触れておく。

ボイコット禁止のねらいもまた、調達・販売市場への妨害のないアクセスという営業の自由の保護（ボイコットを教唆される側の営業の自由の保護）による市場の開放である。ボイコットの対象とされるのは事業

---

(15) J. Jickeli, a. a. O. なお、この問題は、GWB 19条にいう「妨害的濫用行為」とも関わるので、拙著「展開」129頁以下も参照。また、従来の「供給・購入拒絶」の実務はGWB旧26条2項において、濫用要件としての市場参入障壁を扱ってこなかった。

(16) J. Jickeli, a. a. O., S. 268.

(17) Vgl. W. Möschel, a. a. O., Rdnr. 609; Emmerich/Lange, a. a. O., S. 273 ff. ここでボイコットを含め取引拒絶全般について確認しておきたい。GWBで禁止されるのは、他の事業者、事業者団体に「取引拒絶を勧めることであって、取引拒絶そのものではない」。これは「取引するか否かは、基本的に事業者の自由であるという考え方である」。GWBは「この点から、ついに取引拒絶それ自体をボイコットの構成要件とすることはしなかった。

者または事業者団体であるから、重要なのは、問題となる供給拒絶または購入拒絶が既存の競争者に対する措置であるということである。潜在的競争者が関わってくるのは、このケースである。例えば、国内の事業者がその買い手に、外国の事業者からの購入をしないよう要請する場合の、外国の売り手である。かかる場合において、ボイコットの措置は、戦略的に築かれた市場参入障壁として把握される。したがって、法がボイコットを禁止している限りでは、厳格に限定された種類の、戦略的に設定された市場参入障壁が阻止されることになる。この点につき、参入障壁は供給・購入拒絶それ自体に存在することから、特別な概念は必要ではない。<sup>(18)</sup>

「水平的妨害」については、GWB 20条3項で扱われている。<sup>(19)</sup> 同条項によれば、潜在的競争者を反射的に保護できる場合があると解される。法文をみると、現実の中小規模事業者のみが保護対象とされるが、いずれにせよ、潜在的競争者は小規模ではないに違いない。<sup>(20)</sup> もっぱら新規参入者への間接的な保護が行われるのは、阻止された措置が高まった参入障壁を導いた場合である。市場参入障壁が同条項により構成要件とみなされるのは、それが要求される優勢な市場力を根拠とする限りにおいてである。<sup>(21)</sup>

---

したがって、規制の対象となる者は取引拒絶を呼びかけ、教唆した者であって、取引拒絶をした者は規制の対象とならない」。GWB が「ボイコットの一般的禁止を規定したのは、ボイコットが妨害競争の典型的な手段であるとみなしたからにほかならない」。GWB 21条1項に規定するボイコットは、他の事業者、事業者団体をして、「その取引先との取引を拒絶せしめる二次ボイコット (secondary boycott) に相当する」(鈴木孝之「西ドイツ競争制限禁止法の論理 (五)」公正取引388号, 1983年, 50-51頁)。なお, vgl. Kling/Thomas, Kartellrecht, 2. Aufl., München, 2016, S. 746 ff.

(18) J. Jickeli, a. a. O., S. 269.

(19) 拙著「法理」98頁以下参照 (注意: 同書は、第6次改正を扱っているので、GWB 20条4項と記されている)。

(20) Vgl. W.Möschel, a. a. O., Rdnr. 676.



## 差別・妨害行為と市場参入障壁

最後に「加入強制」について。これは、GWB 20条5項で扱われている。「加入強制」とあるが、これは経済団体、職業団体および品質保証団体への正当な理由のない加入拒否の禁止である。かかる加入拒否が差別的扱いとされ、競争上当該事業者に不利益をもたらす場合に当該事業者の加入を拒否してはならない、とされる。つまり、この場合、参入資格がなく当該団体へのアクセスが拒否されることが参入障壁とみられ、その際に正当な理由があるか否かが問われる。このメルクマールも「市場の開放」に向けた要素として作用するものと考えられる。

### 3 その他の競争制限的行為と市場参入障壁

以下、差別・妨害行為に関わるその他の競争制限的行為の類型を取り上げ、市場参入障壁をもたらす場合を検討していく。

#### (1) 排他条件付取引

この類型は、前述のボイコットによってもたらされる構造・効果に似ている。すなわち、何らかの拘束条件を付されたことで、取引相手が他のすべての第三者との取引に関与できなくなるので、当該第三者にしてみればその条件こそが市場参入障壁として機能することになる。この排他条件付取引・拘束条件付取引については、かつてGWBで独立した規制条項を用意していた<sup>(22)</sup>。現行の第10次改正法のもとでは、この取引につ

---

(21) J. Jickeli, a. a. O.

(22) 手元にある旧条文集(1977年版)では、旧18条で当該契約の無効の宣言ができる旨を規定していた。旧18条は次のように規定していた。

1 項;カルテル庁は、次に掲げる場合には、商品または役務に関する事業者間の契約について、即時に、またはカルテル庁の定める将来の一定時点以後に、無効とする旨の宣言をし、かつ、新規の同種の拘束の実施を禁止することができる。当該契約がその契約当事者の一方に対して

1 号;契約当事者に供給された商品、その他の商品または役務の利用を制限する場合、または、

2 号;他の商品もしくは役務を第三者から購入し、または第三者に対し

いては妨害的濫用の一種として規制されることになる。したがって、妨害的濫用と市場参入障壁との関りが、ここでも参考となる。<sup>(23)</sup>

この類型にみられる条件は、垂直的なそれである。すなわちそれは、拘束条件を付す事業者は「縦の関係」にある取引の相手に対して、自身にとっての「横の関係」にある競争者との取引を阻止するものである。この垂直的な条件は、拘束する事業者にとっては、その市場への参入を容易にすることができる。その反面、その条件はさらなる競争者の当該市場への参入を困難にさせることになる。

では、排他条件付取引・拘束条件付取引にみられる市場参入障壁についての基本的な考え方をながめておく。

GWB自身の立法・改正過程を手掛かりにすると、元々は「他の事業者の経済的活動の自由」を保護することに端を発していた。そして、新規参入者のみの保護への限定をなくし、すでに市場にいる事業者の活動可能性が不当に制限されてはならないこととされた。このことからの示唆としては、一つには、他の事業者の参入可能性が基準とされる。二つには、事業者の当該市場への参入の用意が確定した際は、当該事業者

---

供給することを制限する場合

3号；契約当事者に供給された商品を、第三者に供給することを制限する場合、または、

4号；その性質上または商慣習上結合されていない商品または役務を受け取らせる場合であって、かつ、

(a) それにより著しい数の事業者が市場競争に関し同種の拘束を受け、競争する自由を不当に制限されている場合、または

(b) それにより、他の事業者の市場への参加が不当に制限されている場合、または

(c) かかる制限行為の拡大により、各種商品または役務の市場における競争が実質的に阻害されるものである場合

2項；その他の事業者が有する供給能力または需要能力との関係において、実質的でない制限は、第1項(b)の意味における不当なものとして解してはならない。

(23) 拙著「展開」129頁以下参照。

とっての参入の可能性が具体的に高まるのか低下するのか—市場閉鎖効果の有無—が問われる。三つには、拘束する事業者が活動している市場での市場参入障壁が明示されない場合には、第三市場への閉鎖効果もまた考慮に入れるべきである。四つには、拘束されている事業者の第三者との契約の自由に対する制限もまた避けられないのではないか。最後に、前述の通り、新規参入者のみが保護されるとするのは、立法者意思に反するものである。<sup>(24)</sup>

また、前述のように、排他条件付取引・拘束条件付取引については妨害的濫用についての考え方が基本的に妥当することから、同じように事業者の「行動の自由」の保護を念頭に置くべきこととなる。とくに（直接的には）被拘束事業者にとっての「行動の自由」が重要であり、さらに（間接的には）潜在的な競争相手の「行動の自由」も保護の対象とされる。このようにとらえることが、GWBの法体系としての考察に適合するからである。<sup>(25)</sup>

そのほか、市場参入障壁としての排他条件付取引・拘束条件付取引であるので、第三者の営業の自由の保護および市場の開放を企図することを考えておかなければならない。その際、重点は（潜在的競争者の営業の自由の保護を含めて）競争の保護に置かれている。<sup>(26)</sup>したがって、GWBにおいて市場参入障壁があるとされるのは、潜在的競争者が商品を受け

---

(24) J. Jickeli, a. a. O., S. 272-273.

(25) 併せて、妨害的濫用に対する規制上の整合性から、排他条件付取引・拘束条件付取引についても、GWBで説かれる「業績競争」論が当てはまるものと思われる。「業績競争」論については、さしあたり岸井大太郎「ドイツ競争法における『業績競争理論 (Leistungswettbewerb)』」(一) (二) 法学志林83巻1号1頁以下・4号61頁以下 (1985年, 1986年) および舟田正之『不公正な取引方法』(有斐閣, 2009年) 185頁以下を参照されたい。

(26) Vgl. W. Möschel, a. a. O., Rdnr. 412.

(27) とりわけ、GWB旧18条では他の事業者の経済的活動の自由について言及していた。

取りあるいはそれを売却する自らの可能性が制限されるときである。このときそれは、市場参入障壁およびモビリティの障壁 (Mobilitäts-schranken) と把握される。

商品または役務の利用を制限する契約が、拘束する事業者の潜在的競争者にとっての市場参入障壁を築くことがある。それは、当該商品または役務を被拘束事業者によっては無制限に利用することができず、したがってこのことが、当該商品・役務を手に入れる可能性あるいはその利益を失うときである<sup>(28)</sup>。

かかる利用制限につき、その不当性、実質性の審査に際して重要なのが市場参入障壁の高さである。そしてその高さが決定的な影響を及ぼすようになるのは、当該利用制限の種類、その制限期間、その制限に関する商品とその普及によってである。市場参入の不当な制限が明らかにつねに想定されるのは、その措置がその不当性の唯一の理由を、まさに障壁の設置の中に有する場合である。その適例が、アメリカの事例であるユナイテッド・シュー・マシーナリィ事件である<sup>(29)</sup>。同社は、靴の製造機を靴のメーカーにリースしていたが、そのリース契約の中に、同社のリースした装置のある製造スペースでは他社の装置は作動させないとする「スペース条項」があった。同社の製品に係る加工等の作業のみに、同社によりリースされた装置を使用するという利用制限が確認されたのである。そして、この条項が参入障壁となったのである。

---

(28) J. Jickeli, a. a. O., S. 275.

(29) J. Jickeli, a. a. O., S. 276.

(30) United Shoe Machinery Corp. v. United States, 258 U. S. 451 (1922).

同事件については、松下満男『アメリカ独占禁止法』(東京大学出版会, 1982年) 183頁以下(同書第2版(2012年) 185頁では、同事件の概要は記されていない。)および越知保見『日米欧競争法大全』(中央経済社, 2020年) 533頁, 543頁参照。同事件に対しては、アメリカ連邦最高裁は、抱合せ契約違反および取引拒絶事件として処理した。

(2) 第三者からの購入制限, 第三者への供給制限・譲渡制限

以上の基本的考え方を踏まえて、「第三者に対する関係」について検討する。

他の商品または役務を第三者から購入しまたは第三者へ供給することを拘束することも市場参入障壁を構築することがある。その際に軸となる事実、拘束する事業者の潜在的競争者が販売または調達経路をふさがれているということで、一方では拘束する事業者の買い手には競合する商品の買取りが止められ、他方では売り手には潜在的競争者への供給が阻止されているということである。さらに、潜在的競争者が他の任意の市場でも関わり得ると考えられるのは、当該商品についての被拘束事業者が買い手となっており、しかもそれが排他条件に基づいた結果であり、今や仕入れ先として締め出す潜在的売り手となっている場合である。<sup>(31)</sup>

かかる拘束により構築される市場参入障壁の判断にとり重要なのは、拘束期間、拘束される製品の拡張および拘束の拡大と並んで、当該拘束が潜在的競争者を完全に排除するかどうかである。そしてその拘束が、忠実割引 (Treuerabatt) のように被拘束者に係る経済的刺激を介してのみなのかどうか、いずれにせよ被拘束者に拘束者の商品を取り扱うよう義務づける単純な購入拘束であるかどうかである。<sup>(32)</sup>

排他条件は潜在的競争をかなりの程度危険に置くことができ、さらに実際上、これが広く普及することになる。ラジオ放送局とスポーツ団体との間の包括的な契約 (Globalvertrag) についての判例「スポーツ中継」事件での見解をみることにする。<sup>(33)</sup> 連邦カルテル庁もベルリン高等裁

---

(31) J. Jickeli, a. a. O., S. 276-277.

(32) J. Jickeli, a. a. O., S. 277.

(33) BGH 14.3.1990, BGH WuW/E BGH 2627; KG 8.7.1988, KG WuW/E OLG 4267; BKartA 27.8.1987, BKartA WuW/E BKartA 2273 „Sportübertragungen“.

判所も、この事件判決で、機能的な競争経済 (funktionierende Wettbewerbswirtschaft) にとっての自由な市場へのアクセスの意義を強調し、包括的な契約の範囲と期間により民放番組提供者にとり重大な市場参入障壁を契約当事者の利害による正当化事由とはみなさなかった。市場の開放に係る利害の方が優先するという見解が、ベルリン高等裁判所の立場のようである。さらには長期的にみて市場の開放が、競争の維持または競争の回復のために適した手段であることがわかってきている。また、「スポーツ中継」事件判決で同時に示されたのは、GWBにおける市場開放の限界であるとされる。それは、包括的な契約に異議が唱えられないとすれば、その契約を以てラジオ局が前もって利用権を何もかも一緒にして購入しておくというように、準備万端整えてしまっているような場合<sup>(34)</sup>しかないからである。

また、被拘束事業者が供給された商品を第三者へ譲渡することを制限すると、この第三者には仕入れ先が取り上げられ、そうすることで市場参入が阻止されることになる。またこれが妥当するのは、販売の拘束が結果として、もっぱら、潜在的な当該商品の買い手はその商品をより高値で購入しなければならぬということを伴う場合である。なぜなら、より安い売り手への横流し (Querlieferungen) は排除されるからである。第三者がある市場をそっくりそのまま取り囲んでしまうのかどうか、あるいはもっぱらある市場の相当数の事業者が差別されるかどうかによって、すべてのあるいは相当数の競争者にとっての市場参入が制限されることになる。<sup>(35)</sup>ここにも市場参入障壁を認めることができる。

---

(34) KG 8.7.1988, KG WuW/E OLG 4267, 4269. なお、スポーツ団体と市場支配力の濫用について、EU 競争法の場合であるが、拙稿「スポーツ事業と市場支配的地位の濫用」神戸学院法学第47巻第4号、2019年、133頁以下参照。

(35) J. Jickeli, a. a. O., S. 278-279.

(3) 抱合わせ契約

抱合わせ契約は、とりわけ被抱合わせ商品市場へのアクセスの妨害をもたらすことがある。当該抱合わせにより需要が満たされるからである。このような市場閉鎖の傾向が現実のものとなるのは、抱合わせ商品の売り手が市場支配力を有するか、あるいは抱合わせ行為がさらに広がる場合である。それは、買い手は、抱合わせ以外の点では、十分な回避可能性を有しており、より有利な供給の方を、すなわち抱合わせ商品のみを採るか、あるいは被抱合わせ商品のみを採るか、または両方を採るか、いずれであれ決めることができるからである。しかし、より有利な供給を効果あるものにするために示すべきことは、競争上の行動の自由を制限しないことである。したがって、抱合わせ行為による競争上の行動の自由の問題は、むしろ市場支配的事業者による濫用の問題と重なってくる。<sup>(36)</sup>ただそれも、個別具体的な場合に市場支配力の存在を証明する必要はなく、もっぱら市場参入障壁の形式において市場支配の効果が抱合わせの利点として現われているのである。<sup>(37)</sup>

抱合わせにより市場参入が不当に妨害されるかどうかの判断についての視点を掲げる。

抱合わせが被抱合わせ商品あるいは役務の潜在的売り手を排除するのは、法的な拘束ではなく経済的な買い手の拘束によってである。それゆえ、経済的な拘束の程度が参入障壁の規模の目安となる。他方、抱合わせが市場で有力な事業者によるものではなく、あるいは抱合わせの申し出についての時間的期限などが、被抱合わせ商品の需要によって実質的には拘束しない得意先の相違に基づく場合には、参入障壁の不当性は肯

---

(36) W. Möschel, a. a. O., Rdnr. 424. わが国の独占禁止法においても、抱合わせ行為と優越的地位の濫用とは交錯する部分がある。例えば、拙稿「ゲームソフトの抱合わせ〔藤田屋事件〕」経済法判例・審決百選、2010年、140頁以下参照。抱合わせについては、拙著「展開」137頁以下も参照。

(37) Vgl. J. Jickeli, a. a. O., S. 279–280.

定されないことになる。しかしそれでも、市場で有力ではない事業者による唯一の抱合わせが問題となっており、それが排他条件とも結びついていない場合に、その抱合わせ行為は不当な参入制限をもたらさない、と結論づけるにはなお慎重を要するところである。その場合も依然、衡量をする際に不確実性が残っているからである。<sup>(38)</sup>

#### (4) カルテル

##### (i) カルテルの有効性

カルテルと市場参入障壁を検討するに当たっては、多方面からの参入障壁についての分析が重要である。カルテルは、その実効性が担保されていないなければ、参入障壁とはならないからであり、協調的行動に由来する競争制限あるいは外部からのカルテルの強制は、潜在的競争者をその市場から遠ざけておくという点にその効果が認められるからである。とりわけ前者について、水平的競争制限の取決めは、多くの場合、新たな事業者が当該市場へ参入できないか、あるいは直ちには参入できない場合のみ実行可能であり、当該市場の所与に影響を及ぼすことになる。<sup>(39)</sup>

競争制限の発生を左右する条件は、カルテルの実効性・有効性であり、そのもっとも重要な要素は市場参入障壁の高さである。<sup>(40)</sup> またその逆に、市場参入障壁を伴わないカルテルは有効ではない。それは、カルテルという水平的競争制限の本質に属することで根拠づけられる。<sup>(41)</sup>

ここで価格カルテルを例に、市場参入障壁とカルテルの実効性・有効

---

(38) J. Jickeli, a. a. O., S. 280.

(39) J. Jickeli, a. a. O., S. 281.

(40) W. Möschel, a. a. O., Rdnr. 153. かかる参入障壁が依拠するのは、物品の運送費用の集約というような自然の障壁であったり、関税や分配というような国家による経済政策上の措置であったり、さらには集団的な忠実割引のようなカルテル実施側からの外からの強制カルテルという私的自治的な措置などである。

(41) J. Jickeli, a. a. O., S. 282.



性との関係を一瞥する。価格カルテルは、価格が高騰すれば供給の不足をもたらす。カルテル参加者は市場で一つのまとまり（Einheit）として現われようとし、独占価格を要求しようとするからである。カルテルに組織化されていない潜在的競争者が難なく参入できれば、その競争者は同じように吊り上げられた価格を要求し、そうすることでカルテル参加者の取り分を減額するか、あるいは当該価格を低く設定し、それに対応して多くの需要そのものを一つにし、カルテルを無きものにすることができる。市場参入が可能であれば、かかるメカニズムに基づいてカルテルの実効性を危険にさらすのである。それに対し、市場参入障壁が存在しても、カルテルはコンテストブル市場理論によれば（当該市場への参入は容易であるので）独占価格を要求することはできないが、競争価格が平均生産コストと一致するときは、競争価格を上回る価格を要求できることになる。そうすることでカルテルは、カルテル参加者にとって<sup>(42)</sup>は有利になるのである。

カルテルは、生産関係あるいは市場関係に影響を及ぼすおそれがあることから、市場参入障壁はカルテルの構成要件の審査の際の基準にもなる。ここで留意すべきことは、カルテルの合意はもっぱら所与の成功への見通しがあるときのみ意味があるということであり、市場参入障壁は市場への影響についての証明基準として、さらにはまた協調的行動についての証明基準としても考慮されるということである。<sup>(43)</sup>

---

(42) J. Jickeli, a. a. O. もっとも、だからといって市場参入障壁は例外なくカルテルの要件であるということの意味しない。潜在的競争者を遠ざけておく他の要因が参入障壁にとって代わることもあるからである。とりわけ参入期間の長短が挙げられ、場合によっては一時的な協調的行動がみられることもある。なお、コンテストブル市場理論については、小田切宏之『競争政策論 [第2版]』（日本評論社、2017年）61頁以下がわかりやすい。

(43) J. Jickeli, a. a. O. 以後しばしば登場する「協調的行動」について、これは1973年のGWB第2次改正の際に導入された旧25条の「相互協調的行動（aufeinander abgestimmtes Verhalten）」が、そのまま妥当する。和田健夫「戦後西ドイツにおけるカルテル規制の変遷（五・完）」北大法学論

このように記された作用のメカニズムは法の適用において考慮されるべきである。ならば、いずれの市場参入障壁モデルがカルテルの有効性要件を最も良く描くのか、という問題が提起される。その際、カルテルの構成要件の枠における市場参入障壁を考察するに当たったの前提とするべき事実は、GWB 1条が必要とするのが、とりわけ他の市場参加者が反応させられたり、あるいは市場の相手側の選択の可能性が制限されたりするときに肯定されることとなる有意な (spürbar) 作用のみが、市場成果の審査であるという事実である。<sup>(44)</sup> このような行為の協調 (Verhaltenskonzertierung) という作用が、カルテルの構成員の競争的行動に基づくものか否かを問わず、事実上の有効な市場参入障壁のすべてに考えられる。したがって市場参入障壁モデルの記述よりも、すべての事実上の市場参入障壁こそが重要なのであり、ここでも市場支配の事業者に対する濫用監視の介入要件として展開されてきた、広く把握された市場参入障壁概念が妥当するものと考えられる。<sup>(45)</sup>

証拠評価に際して市場参入障壁を考察するにつき重要なのは、いかなる種類の障壁が関係当事者にとっての協調的行動に見合うものと思わせるかである。これが当てはまるのは、市場関係が直ちに影響を受ける場合である。したがって、同じく広く把握された市場参入障壁概念が妥当することがわかる。例えば、ある製品のカルテル性 (カルテルへのなじみやすさ) に対して製品の差別化が次第に大きくなり、古典的なカルテルの締結に言及することがあるとしても、GWB が把握するような広義の協調的行動は差別化された製品の場合にも起こり得、それが関係当事者に有意 (sinnvoll) となるのは、製品差別化により市場参入障壁が発

---

集第34巻第2号, 1983年, 341頁以下参照。

(44) J. Jickeli, a. a. O., S. 283. ここでいう有意な作用とは、GWB 1条に関する判例上確立した基準である。

(45) J. Jickeli, a. a. O. 濫用監視 (あるいは禁止) の介入要件としての市場参入障壁について、拙著「展開」99頁以下参照。

生したときである。市場参入障壁を協調的行動の要件および証拠基準としてもみなそうというのであれば、広義の市場参入障壁概念を前提としなければならない。さもなければ、適用除外と並んで、市場参入障壁がなくても多くの協調的行動の事実が考えられるからである。<sup>(46)</sup>

仮に市場参入障壁が効果のあるカルテル化の要件とならなかったとしても、法適用の際の考慮要因として、それはやはり重要な要素であると思われる。とりわけ価格、条件、数量並びに販路あるいは販売形態、開放時間等々の協調的行動については、やはり市場参入障壁が重要である。市場参入障壁の市場への影響と協調的行動の証明の問題については、原則として客観的な市場参入障壁概念が引き合いに出されることとなる。それは、市場が新たな企業に開放されている場合には、協調的な行動は市場関係に影響を及ぼすことはないからである。当該事業者に市場が開放されている場合には、当該市場が他の事業者には閉じられていたとしても、市場に隣接しており参入が容易な事業者 (marktnahe und eintrittswillige Unternehmen) も考慮に入れるべきである。市場参入容易な事業者のカルテル締結が見込まれるや、カルテル化はかかる有力な潜在的競争者の数が見通せる場合には、戦略として有効であるからである。<sup>(47)</sup>

(ii) 競争制限としての市場参入障壁

市場参入障壁はカルテルの有効性、したがってカルテルの要件たり得るのみならず、カルテルの効果でもあり得る。市場参入障壁は協調的行動により、さまざまな仕方、方法で発生し得る。いずれのカルテルも、市場の閉鎖を計算に入れておかなければならない。そうでなければカルテルは崩壊するからである。その結果、カルテルの構成員共通の措置を以て、具体化しつつある潜在的競争を計算に入れることになる。そうすることで生じるであろう障壁は、外からの強制カルテルの結果である。<sup>(48)</sup>

---

(46) J. Jickeli, a. a. O., S. 283-284.

(47) Vgl. J. Jickeli, a. a. O., S. 284-285.

カルテル契約そのものにより根拠づけられる市場参入障壁で問題となるのは、会社の定款や売買契約などにみられる競業禁止である。競業禁止は潜在的競争それ自体には関わらず、特殊な潜在的競争者に関わりを有する。競業禁止による市場参入障壁は、カルテル合意の唯一の原因となるので、この参入障壁は水平的協調行為により根拠づけられる競争制限の特異な型である。競業禁止が投げかけてくれる点があるとすれば、カルテルの参加者の一人による市場参入を、他者の市場参入を排除することで、可能にさせることである。ここに競業禁止の市場参入をめぐる判断基準の二面性<sup>(49)</sup> (Ambivalenz) を垣間見ることができる。

カルテル化の効果としての市場参入障壁と GWB 1 条により要件とされる競争制限の根拠に係る固有の問題が現われるのは、その協調行為が市場閉鎖的な行動の唯一の内容となっているときである。このとき、現実の競争者あるいは現実かつ市場に隣接する潜在的競争者たちが共同で市場を閉鎖する決定をし、しかもその際、競争者の間には競争上の緊張関係 (Spannungsverhältniss) による制約もないことが指摘される。かかる行動は、元々のカルテル合意の内容にもなるし、外からのカルテル強制の枠で後からした取決め (Abmachung) にもなる。後からの取決めとするのは、そうでなければカルテル関係者にとりカルテルそのものが崩壊するおそれがあるからである。<sup>(50)</sup>

---

(48) J. Jickeli, a. a. O., S. 285.

(49) Vgl. J. Jickeli, a. a. O., S. 285-286. 競業禁止のように、契約固有の目的を実現するために競争制限的な協定を結ぶことが必要な場合がある。その際重要なのは、いわゆる契約に内在する競争制限である。GWB 1 条をかかえる競争制限に適用することは不条理である。なぜなら、カルテル法上中立的な主な合意はその場合も行われなければならないからである。特定の一それ自体競争中立的な一契約種、業種を当然に阻止することは、カルテル法の意味するものではない。そのような契約に必然的な競争制限の場合には、それゆえ、GWB 1 条は目的論的な制約を受けて適用できないのである。いわゆる「内在理論 (Immanenztheorie)」が、ここでいう二面性に当てはまる (vgl. Kling/Thomas, a. a. O., S. 582.)。

カルテルの有効性の要件としての市場参入障壁において示されるものは、客観的な市場参入障壁が高められたとき、競争制限の想定にはそれで十分であり、それは必ずしも参入可能でかつ参入に自発的な潜在的競争が具体的にかかわる必要はないということである。

(5) 適用除外カルテル

現行 GWB のもとでの適用除外カルテルは、2 条で一般条項が記され、3 条でいわゆる中小企業カルテルが定められている。

GWB 2 条 1 項は、EU 機能条約 101 条 3 項および理事会規則第 1 号 (2003 年) 1 条 2 項に従って、一般条項を基礎にカルテル禁止の法定適用除外制度 (System der Legalausnahme) をもたらしめている。すなわち 2 条 1 項によれば、事業者間の協定、事業者団体の行う決定、または相互に協調的行動であって、商品の生産もしくは分配の改善、または技術的もしくは経済的進歩の促進に寄与し、その結果生じる利益が利用者 (Verbraucher) に公正に配分される場合には、当該行為は 1 条違反の行為とはならない。もっとも、前記の目的を達成するために、不可欠でない制限を当該事業者に課するもの、これらの事業者に対し、当該製品の主要な分野について競争を排除する可能性を与える場合には、この限りではない。この法定適用除外制度の導入によって、かつてドイツ法の特徴を伝えていたカルテル禁止の種々の適用除外が広範囲にわたって削除されたのである。<sup>(51)</sup>

適用除外カルテルの場合、市場参入障壁は前述までと同様、重要な視

---

(50) J. Jickeli, a. a. O., S. 286. まだ検討を要する問題としては、競争制限が例外なくカルテル協定の参加者間で生じていなければならないか、あるいは第三者に由来する競争の制限でも十分であるのかどうか、である。

(51) Emmerich/Lange, a. a. O., S. 195. GWB 2 条 1 項の一般条項は、実質的に EU 機能条約 101 条 3 項に相当するものである。最終的な目的として、カルテル禁止の適用除外のための EU の規定をほぼ完全にドイツ法に継受させることが挙げられる。

点を提供する。すなわち、それを考察することは起こり得るカルテルの競争阻害作用を認識させる助けとなり、それに応じてカルテルの合法化手続に影響を与えることになる。殊に2条1項の法定適用除外は、「法律上の市場参入障壁」<sup>(52)</sup>を想起させることになる。

次に、中小企業カルテルについて一瞥する。GWB 3条によれば、各事業者共同の(zwischenbetrieblich)の作業による経済的事象(Vorgänge)の合理化の対象となる、相互に競争関係にある事業者間の協定および事業者団体の決定が、「法の擬制」によって、GWB 2条1項の要件を満たすことになる。すなわち、適用除外とされる。そのためには、第一に、当該市場における競争が適用除外によっても実質的に侵害されないこと(3条1号)、第二に、当該協定あるいは決定が中小企業の競争能力を改善することに寄与すること(3条2号)<sup>(53)</sup>が求められる。かかるカルテルの最大規模のものが、いわゆるシンジケートである。

GWBの立法者によれば、中小企業の協調的行為は、厳密にみれば競争を制限するとしても、全体的にながめれば有用であり市場構造的に競争促進をもたらし、したがってその協調行為においては、しばしば競争へのポジティブな作用が勝っているとみられた。また、EU競争法の立法者においても、中小企業の協調行為は、通常、EU加盟国間の取引を侵害することはないとされる。<sup>(54)</sup>加えて、EU加盟国間の取引を侵害する協定等については、GWB 3条に優先してEU機能条約101条3項が適用される。したがって、GWB 3条の適用される場合とは、もっぱら国家間の関係づけがない場合を想定している。

このように中小企業カルテルをみてくると、当該カルテルによる適用除外と市場参入障壁についてはさしたる問題はないように思える。

---

(52) 「法律上の市場参入障壁」について、拙著「展開」105頁以下参照。

(53) Emmerich/Lange, a. a. O., S. 196. Emmerich/Langeは、GWB 3条1号、2号に記載されている条件を「法の擬制」とみているようである。

(54) Emmerich/Lange, a. a. O.

GWB 3条1号にみられるように、中小企業カルテルが当該市場における競争を実質的に侵害する場合には、適用除外とはされないのであり、その際に市場参入障壁が問題となる可能性があるにとどまるとみられるのである。留意点としては、カルテル化は、一方では、開かれた市場では、競争を長期的に（カルテルによる）危険にさらすわけにはいかないということであり、他方では、カルテル化は、それが市場参入障壁を高く引き上げるや、競争を実質的に侵害することになる、ということである。

#### 4 まとめ

以下、J. Jickeli の要約するところから従ってまとめとする<sup>(55)</sup>。

市場参入障壁論は、企業結合規制と並んで、市場支配力の濫用監視にも有益な成果を与えることができる。それは一つには、濫用的であるとみられる行動様式であっても、十二分に開放された市場にあっては、競争阻害的であるとはみられないからである。つまり、参入障壁のない市場では、濫用監視はごく制限的にしか必要ではないからである。そして、それに応じて参入障壁が構成要件として引き合いに出されることになる。ただ現実的には、完全に開かれた市場というのは非常に稀なものであり、濫用的な行動様式については、参入が一時的に遮断された場合にのみ、競争阻害の可能性があるとすぎない。

もう一つには、市場参入障壁論が法適用を導くことができるからである。つまり、濫用監視規定の、市場を開放しておくという目的に応じて、濫用的な行動様式が想定されるのは、とりわけ市場参入障壁が構築されるときだからこそである。もっとも、ある市場での競争阻害的作用と、他の市場での競争促進的効果とは同時に起こる可能性もあり、したがって行動様式の市場参入制限的作用は、その行動の競争的性格に基づくことになる。それゆえ、市場参入障壁を考慮する際には、個別具体的場合

---

(55) J. Jickeli, a. a. O., S. 269-270.

を衡量して判断することを要する。

以上の点を踏まえて、法適用の基本的方針を検討するならば、妨害を受けたあるいは差別された競争者にとっての市場参入障壁が高くなるのに伴い、法の名宛人側での利害、すなわち競争上の「刺激」も高まってこななければならないという形式で把握することが求められる。

次いで排他条件（および拘束条件付）取引についてみると、競争上の行動の自由を保護するというGWBの目的が対応するのは、潜在的な競争者の経済的活動の自由をねらいとする、すでに市場において活動している事業者をも捕捉する市場参入障壁概念である。その際留意すべきことは、この拘束要件は、拘束事業者の市場への参入がまったく無制限に可能な場合には、市場閉鎖的な効果はないということである。市場参入障壁概念が濫用監視要件として展開されてきたように、この概念が基礎を置いているのは、市場参入障壁は通常存在するものだという事実である。それは、排他条件等により市場から締め出された潜在的競争者が拘束事業者の市場へ現実に参入しないのは、その競争者にはそれが現実には困難であるか、あるいは当該競争者には参入が割に合わないからである。<sup>(56)</sup>

最後に、カルテル禁止の適用の際もその適用除外の場合も、市場参入障壁論を手掛かりにすることは可能であり有益である。その際、カルテル禁止を、市場閉鎖的な性質を有する取決め（協定）に適用することが重要である。それは、この取決め（協定）は、他の理由から閉鎖されている市場における協調的な行動に非常に似ており、開かれた市場におけるカルテルよりも強力だからである。法解釈にとってのこのことの意味は、競争制限の構成要件が関わるのは、もっぱらカルテル構成員相互間の制限ではなく、とりわけカルテル協定の市場閉鎖的な作用だということである。<sup>(57)</sup>

---

(56) J. Jickeli, a. a. O., S. 280-281.

(57) J. Jickeli, a. a. O., S. 290-291.



## 5 むすびにかえて—市場支配力濫用規制と市場参入障壁総括—

これまで差別・妨害行為を軸に（カルテルの問題も含めて）市場参入障壁に関わる問題を検討してきた。以下、これまでの検討を踏まえて市場支配力濫用規制と市場参入障壁の問題を総括する。

市場参入障壁をめぐる議論は、競争法の中で広く応用が可能である。とりわけ、企業結合規制の分野での役割が極めて重要である。<sup>(58)</sup>それは、この分野で重要なのは、市場関係への長期的な作用だからである。しかし、市場参入障壁論はそれだけに止まるものではなく、市場参入阻止に係る種々の妨害行為・競争制限行為についても、その適用の範囲は広まっている。これまでの検討は、この点を明らかにしたわけである。

差別・妨害を含む市場支配力の濫用規制は、現実の競争の有無のみを分析対象とするのではなく、潜在的競争の可能性をもその対象に加えて行われることになる。加えて、第10次GWBの改正では、巨大デジタル・プラットフォーマー（巨大IT）に対する規制が用意された。巨大ITによる排除事例（参入障壁の設定）は数多報道されているとおりでである。法定の市場参入障壁はもちろんそれ以外の障壁についても、それらに対する規制は喫緊の課題である。これまでの検討が、かかる課題に向けての有益な材料となれば、筆者としては望外の喜びである。

巨大IT規制に向けた検討をさらに続けていく所存である。<sup>(59)</sup>

---

(58) Vgl. J. M. Schultze, *Marktzutrittsschranken in der Fusionskontrolle*, Köln, 1988; F. Lüttig, *Die Rolle der Marktzutrittsschranken im Fusionskontrollrecht der Bundesrepublik Deutschland und der USA*, Baden-Baden, 1992. 平川幸彦「企業結合規制における市場参入障壁の意義—ドイツ競争制限禁止法に関する序論的考察」彦根論叢第273・274号（1991年）127頁以下参照。

(59) 拙稿「ビッグ・データと競争法（Big Data und GWB）」公正取引817号（2018年）47頁以下、同「On Regulating Huge IT—Towards Ensuring Transparency and Fairness of Trading by IT-Platformers—」神戸学院法学第49巻第1号（2020年）105頁以下、同「市場支配力濫用規制の現代化」神

---

戸学院法学第49卷第3・4号（2021年）頁以下参照。